

旅行業（第2種・3種・地域限定）新規登録要件

I. 旅行業登録制度

- (1) 旅行業（2種・3種・地域限定）を営もうとする者は、旅行業を行う営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。（旅行業法第3条及び同法施行規則第1条第1項第2号）
- (2) 旅行業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。（旅行業法第4条第2項及び同法施行規則第1条の3）
- (3) 登録を受けずに旅行業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。（旅行業法第74条）

II. 登録条件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される。（旅行業法第6条第1項各号）

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の既定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）から（4）、（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記（1）から（4）、（6）のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

III. 新規登録申請にあたっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地は、山梨県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・法人登記簿共に）について、下記事項に注意のこと。

- 「商号」

既存旅行者と類似商号を避けるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。

- 「目的」

必ず「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。

- (3) 財産的基礎として、基準資産額が第2種は700万円以上、第3種は300万円以上、地域限定は100万円以上であること。（旅行業法第6条第1項第8号及び同法施行規則第3条並びに同第4条）

※基準資産額については、資産の総額から控除される経費がありますので、申請書提出前に電話等で確認のこと。

- (4) 最低営業保証金・最低弁済業務保証金分担金は次のとおりである。

登録業務範囲	区分	最低営業保証金 (供託金)	最低弁済業務 保証金分担金
第2種旅行業	協会非加入	1,100万円	—
	保証社員	—	220万円
第3種旅行業	協会非加入	300万円	—
	保証社員	—	60万円
地域限定旅行業	協会非加入	15万円	—
	保証社員	—	3万円

○営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、登録後1年間の旅行業務取引高の見込額を算定の基礎とする。

○登録と同時に旅行業協会の保証社員となる予定の申請者は、事前に旅行業協会から「入会確認書」あるいは「入会承認書」を交付してもらうこと。（詳細は（一社）全国旅行業協会山梨県支部へ確認すること）

- (5) 旅行業務取扱管理者を選任すること。

（第2種、第3種旅行業にあつては総合又は国内旅行業務取扱管理者を選任。地域限定旅行業にあつては地域限定旅行業務取扱管理者を選任することも可能。）

① 1営業所につき1人以上の旅行者取扱管理者（常勤専人で就業のこと）を選任すること。

② 地域限定旅行業にあつては、旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数あるとき、当該営業所間の距離の合計が40キロメートル以下で、かつ当該営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額の合計額が一億円を超えない場合にはその複数の営業所を通じて1人の管理者の選任で足りる。

③ 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任するこ

と。

- ④従業員10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ⑤旅行者は旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

IV. 申請に必要な書類

別紙「旅行業（第2種・3種・地域限定）新規登録申請書類一覧表」のとおり。

V. 登録後の手続き

(1) 新規登録手数料の納付

手数料（キャッシュレス納付等） 17,000円（山梨県手数料条例第2条）

(2) 登録の通知を受けた日から14日以内に下記手続きを行うこと。

①旅行業協会に加入しない場合

営業保証金の供託・届出（旅行業法第7条第2項）

- ・登録通知受領後、所要の営業保証金を最寄りの法務局に供託し、営業開始届に添付し山梨県に届け出る。

※保証金の供託したことを山梨県知事に届け出た後でなければ、旅行業を開始することはできない。

②旅行業協会へ加入する場合

弁済業務保証金分担金の納付（旅行業法第49条）

- ・登録通知受領後、所要の弁済業務保証金分担金を旅行業協会へ納付し届け出る。

※弁済業務保証金分担金の納付をしたことを（一社）全国旅行業協会山梨県支部へ届け出た後でなければ、旅行業を開始することはできない。

③登録票・旅行業務取扱料金表の用紙を旅行業協会で購入し、必要事項を記載の上掲示する。

VI. 登録の有効期間及び変更届出期限等

○登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。（旅行業法第6条の2）

したがって、登録の有効期間が満了したときは登録が抹消される。（旅行業法第20条第1項）

○引き続き旅行業を営もうとするときは、有効期限の2カ月前までに更新申請をする必要がある。（旅行業法施行規則第6条の3第1項）

○登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

○毎事業年度終了後100日以内に、旅行者との取引の額を報告しなければならない。（同法第10条）

Ⅶ. 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ総務経理

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館2階